

報 告 第 1 3 号

専決処分事項の報告の件

樹木による隣接建物外壁等への損傷に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 9 月 7 日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治

専 決 第 7 号

市長専決処分の件

樹木による隣接建物外壁等への損傷に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 8 月 2 4 日 専決

敦賀市長 米 澤 光 治

1 相手方

福井県敦賀市在住 個人

2 損害賠償の額

金 3 8 7, 3 0 0 円

3 事故の態様

令和7年6月3日に相手方から申出があり、市営住宅曙団地2号棟敷地内の樹木の枝が相手方所有建物に接触したことにより、建物外壁及び水道管の保温材が損傷していることが判明した事故である。

4 和解の内容

本事故については、市の支払う損害賠償の額を前記2のとおりとし、当事者は、将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わない。